

# 定 款

---

一般社団法人  
沖縄県立中部病院研修医同窓会

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人沖縄県立中部病院研修医同窓会と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県うるま市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

### (目 的)

第3条 当法人は、沖縄県を主とした地域における医療の発展及び充実に寄与すること、並びに会員相互の親睦を図るなど会員に共通する利益を図る活動を目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 沖縄県立中部病院における医師臨床研修に対する支援
- (2) 医師臨床研修の充実及び発展を図るため、事業等の企画立案及び関係機関に対する助言並びに提言
- (3) 地域医療の充実及び発展を図るため、事業等の企画立案及び関係機関に対する助言並びに提言
- (4) 地域の必要に応じた研究会及び講習会等の開催
- (5) 会報及びその他出版物の刊行
- (6) 会員相互の親睦を図る機会の提供
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公 告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### (機 関)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員及び代議員

### (入 会)

第6条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 会員となるには、理事会において別に定めるところにより申し込み、理事長の承認を

受けなければならない。

(構成員)

第7条 この法人は、以下の会員を以って構成する。

(1) 正会員

正会員とは、沖縄県立中部病院にて医師臨床研修を修了した者、及び研修中の者とする。ただし、研修期間が一年未満や初期研修を中断した者は除く。

(2) 功労会員

功労会員とは、正会員のうち当法人の発展に貢献した者で、理事会で承認された者とする。

(3) 特別会員

特別会員とは、沖縄県立中部病院にて医師臨床研修を修了していないが3年以上沖縄県立中部病院に在籍した指導医で、理事会で承認された者とする。

(4) 名誉会員

名誉会員とは、特別会員のうち当法人の発展に貢献した者で、理事会で承認された者とする。

(5) 賛助会員

賛助会員とは、当法人の目的に賛同した個人及び団体で、理事会で承認された者とする。

(会費)

第8条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 ただし、功労会員、特別会員及び名誉会員は会費を納めることを要しない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (3) 1年以上会費を滞納し、かつ催告しても会費を納入しないとき
- (4) 総会員の同意があったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(代議員)

第13条 この法人には、代議員1名以上をおき、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 2 代議員は、正会員の中から、自薦又は代議員の推薦に基づき、選挙により選ばれる。
- 3 代議員選挙において、正会員は選挙をする権利を有する。
- 4 代議員の任期は4年とし、次期選挙による再任を妨げない。

### 第3章 社員総会

(種 別)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構 成)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開 催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、社員全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、理事長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議 長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第20条 社員は、各1個の議決権を有する。

(決 議)

第21条 社員総会の決議は、法令又は別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代 理)

第22条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役 員

### (役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。

### (役員の選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

### (理事の職務権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

### (監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合、社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(損害賠償責任及び責任の一部免除)

第31条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 当法人は、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長の選定及び解職

(招 集)

- 第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。
- 2 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議 長)

- 第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決 議)

- 第36条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う、

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 計 算

(事業年度)

- 第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、第1号から第3号までの書類については監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告書及びその附属明細書
  - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
  - (3) 財産目録
  - (4) 役員名簿
  - (5) 役員の報酬の額又はその基準を記載した書類
  - (6) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 2 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

#### (剰余金の分配の禁止)

第41条 当法人は、剰余金を分配することができない。

#### (特別の利益の禁止)

第42条 当法人は、当法人の会員、役員若しくは使用人、基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益認定法第5条第17号に掲げる法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

## 第8章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第43条 本定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

#### (解 散)

第44条 当法人は、社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### (残余財産)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、  
公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

## 第9章 附 則

(委任)

第46条 本規定に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第47条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成31年3月末日までとする。

(設立時役員)

第48条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表理事 安次嶺 鑿

設立時理事 松本 廣嗣

設立時理事 砂川 博司

設立時監事 宮城 良充

(設立時社員)

第49条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

住 所 沖縄県那覇市宇栄原4丁目11番9号

設立時社員 安次嶺 鑿

住 所 沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭627番地2

設立時社員 宮城 良充

住 所 沖縄県宜野湾市上原2丁目4番13号

設立時社員 松本 廣嗣

住 所 沖縄県中頭郡西原町字翁長472番地の17

設立時社員 砂川 博司

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人沖縄県立中部病院研修医同窓会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成30年 3月 16日

設立時社員 安次嶺 鑑 印

設立時社員 宮城 良充 印

設立時社員 松本 廣嗣 印

設立時社員 砂川 博司 印